

2014年度目録委員会記録 No.7

第7回委員会

日時：2014年11月22日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、村上、横山、渡邊  
<事務局>磯部

[配布資料]

1. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット M 個別資料（3 ページ-A4、原井委員長）
2. 第Ⅱ部 ユニット P 著作（対象利用者、組織化体系、学位論文情報）（4 ページ-A4、横山委員）
3. 第Ⅲ部 アクセス・ポイント ユニット O 場所に対する典拠形アクセス・ポイント（12 ページ-A4、村上委員）
4. 第Ⅱ部 ユニット I-L（上位タイトル・責任表示、下位タイトル・責任表示）案の基本方針（2 ページ-A4、古川委員）
5. 第Ⅱ部 ユニット I タイトル（上位レベル）（第5次案）（11 ページ-A4、古川委員）
6. 第Ⅱ部 ユニット J 責任表示（上位レベル）（第5次案）（2 ページ-A4、古川委員）
7. 第Ⅱ部 ユニット H「キャリアに関する事項」案メモ（2 ページ-A4、渡邊委員）
8. 第Ⅱ部 ユニット H「キャリアに関する事項」案への意見と対応（7 ページ-A4、渡邊委員）
9. 第Ⅱ部 ユニット H キャリアに関する事項（56 ページ-A4、渡邊委員）
10. 第Ⅱ部 資料に関する記録 第3章 ユニット N 刊行形式・刊行頻度・優先引用（3 ページ-A4、河野委員）
11. 第Ⅱ部 資料に関する記録 第3章 ユニット N 刊行形式ほか（5 ページ-A4、河野委員）
12. ユニット I・J、M、O、P に対する修正案、コメント等（7 ページ-A4、田代委員）
13. 2014年度第6回目録委員会記録（案）（5 ページ-A4）
14. 2014年度第5回目録委員会記録（4 ページ-A4）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認

2014年度第6回記録案（資料13）について確認した。

[検討事項]

### 1. 刊行形式・刊行頻度・優先引用について

河野委員より、刊行形式・刊行頻度・優先引用について、資料 10、11 に基づき説明があり、以下のように検討した。

- ユニットは作業をしやすくするための仮の区分であり、刊行形式・刊行頻度・優先引用をひとまとまりと考える必要はない。ここには総合タイトルも通則も必要ない。
- 「Mode of Issuance」は電子資料でも紙媒体でも通用するもの、ということで「刊行方式」とする。
- 「single unit」を「単行資料」としているが、それは「monograph」に対する訳語。「single unit」を複数巻単行資料に対応させると「単数巻単行資料」もしくは「単巻単行資料」となるか。訳語を引き続き検討する。

### 2. 個別資料について

原井委員長より、個別資料について、資料 1 に基づき説明があった。概要は次のとおりであった。

- ここは個別資料特有の規定のみを置く。体現形と共通するものは冒頭に、体現形の章の規定を適用する旨を記載した。
- 「個別資料に特有なキャリアの特性」を条項に入れる予定だったが、RDA 自体からなくなった。注記に吸収されているようなので、そちらで扱う。

次いで以下のように検討した。

- 所蔵履歴において、所蔵者等の名称と所蔵等の期間については条文では記録する順番を決めずに例で示すこととする。
- 個別資料の識別子の例示に請求記号をあげているが、請求記号は一意ではないので、この点は引き続き検討する。

### 3. 著作（対象利用者・組織化体系・学位論文情報）について

横山委員より、著作（対象利用者・組織化体系・学位論文情報）について、資料 2 に基づき説明があり、以下のように検討した。

- 情報源は著作の通則ができればそこにまとめ、下位の条項からは削除する。
- 「組織化体系 (system of organization)」のエレメント名はわかりやすくするため「文書・コレクションの」を冠する。また「体系」という語は用いず「システム」とした方が適切ではないか、アーカイブの分野で使用されている語を調べて検討する。「組織化体系」の記録の方法で使われている items は「個別資料」とは訳さず、「個々の資料」とする。
- 「学位論文情報」下の「学位」「学位授与機関」「学位授与年」の条項内は小項目にわけずまとめる。

- 「学位論文情報」の「学位授与機関・学部」については「学位授与機関」とだけする。
- 「学位論文情報」の「学位授与機関」の名称は、団体名として典拠形アクセス・ポイントの規定に従って記録する（もしくは関連づける）、とする。

#### 4. 場所に対する典拠形アクセス・ポイントについて

村上委員より、場所に対する典拠形アクセス・ポイントについて、資料 3 に基づき説明があり、以下のように検討した。

- 外国の場所に対するかなり細かい規定が含まれる。日本の場合は国名を付記しない、外国の場合は有名な地名であっても国名を付記すべき、などということを考慮すると、日本の場合（漢字圏）と外国の場合（漢字圏外）で条文を分ける方式を考える。
- 優先名称の参考資料は項としては立てず、優先名称の選定の条文内に組み込む形とする。
- 国名は外務省に従うのかどうか、検討する。

#### 5. 上位レベルのタイトルについて

古川委員より、上位レベルのタイトルについて、資料 5 に基づき説明があり、以下のように検討した。

- RDA における包括的記述には、例えば『岩波新書』のようなものは含まれないのではないかと。「包括的記述」と「分析的記述」の再定義が必要。
- シリーズ内番号が本タイトルに含まれている場合、本タイトルに記さず省略記号 (...) を用いて省略するという規定が、日本の慣行とそぐわず運用が変わる恐れがある。省略記号を用いずに省略するという別法が必要。
- シリーズの並列タイトルの規定は、基礎レベルの並列タイトルの規定と合わせるものとする。なお、国会図書館では、基礎レベルの並列タイトルについて、一部は記録し一部は省略するという任意省略の規定を検討中。現 NCR の並列タイトルに関する別法はすべて不採用（RDA に合わせる）。

#### 6. 上位レベルの責任表示について

古川委員より、上位レベルの責任表示について、資料 6 に基づき説明があり、以下のように検討した。

- 上位レベルの資料に責任表示がない場合の任意追加の規定に関して、責任表示が不明なときは出版者等を付加する必要はない。シリーズを典拠コントロールしたときには必要になるが、1つのレコードの中でシリーズを識別する必要はない。

## 7. キャリアに関する事項について

渡邊委員より、キャリアに関する事項について、資料 7、8、9 に基づき説明があり、以下のように検討した。

- 数量に関する規定群と大きさに関する規定群を整合させるために、次の提案をしたい。即ち、それぞれの中の、資料別の規定と横断的な規定の順序を一致させ、地図と静止画の大きさの規定をほかの資料の規定に挿入し、さらに中間見出しを立てる。
- 地図と静止画を分けない点は、RDA がエレメント・サブタイプとしているものをどう扱うかに関わってくる。1 月に結論を出す。
- 目録用言語を英語とする場合の規定を条文本文から外すことはしない。洋書のカタログギングには英語の規定は必須。
- 条文内にはスペースの規定は入れない。例示内のスペースも強調しない方向とする。

次回以降の委員会の予定

12 月 13 日（土）（典拠形アクセス・ポイントを集中審議）

1 月 24 日（土）

以上